

―独立行政法人日本スポーツ振興センター―

会計規則等に反して、公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどして、契約手続が不適正

1 件 不当金額(支出) 3億8123万円

1 賃貸借契約の概要等

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、センターが設置するスポーツ施設及び附属施設を運営するなどのために会計規則等に基づいて契約を締結している。会計規則等によれば、賃借の契約をする場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないことなどとされている。そして、一般競争入札に付し、落札者と契約するときは、公告で示した仕様書の内容によって締結しなければならないことになっている。また、仕様書の内容で落札者が契約を結ばない場合は、仕様書の内容を変更した上で改めて公告して一般競争入札に付するなどする必要がある。

センターは、国立霞ヶ丘競技場陸上競技場の解体に伴い、同競技場に設置されていた秩父宮記念スポーツ博物館・図書館を再設置するまでの間、日本のスポーツ史に関する資料等の博物館資料約6万件及び歴代オリンピック大会報告書等の図書館資料約16万冊(これらを「収蔵品」)を仮保管する必要があるため、平成26年2月に、同年4月1日から令和2年3月31日まで東京都足立区綾瀬所在の倉庫(倉庫棟の2階及び3階並びに事務所棟の1階及び2階。以下「綾瀬倉庫」)を賃借する契約(以下「当初契約」)を賃貸借料3億0176万円(消費税等抜き)で一般競争契約により日本通運株式会社と締結していた。また、センターは、収蔵品の仮保管期間を延長するため、2年3月に、同年4月1日から3年3月31日まで綾瀬倉庫を引き続き賃借する契約(以下「延長契約」)を賃貸借料5029万円(消費税等抜き)で随意契約により締結していた。

2 検査の結果

センターは、当初契約について、賃貸借物件の立地条件を東京23区内とし、国立代々木競技場を基点として半径5km以内にあること、洪水ハザードエリア外に立地していることなどを仕様書で示して平成25年9月に公告した。そして、同年11月に一般競争入札を実施し、会社が落札した。その後、センターは同月に会社から上記条件に適合する倉庫の貸出しができなくなった旨の連絡を受け、代替案として綾瀬倉庫に変更し、倉庫の空調工事等について会社が費用を負担して実施することを提案された。この提案について、センターは、綾瀬倉庫が仕様書における立地条件を満たしていないものの、東京23区内であり人と収蔵品の移動に支障はなく、倉庫棟は2階と3階であるため業務上水害の影響はないと考えた。その上で、賃貸借料とは別に発生することを見込んでいた倉庫の空調工事等に係る費用が不要となることを考慮すれば、条件的に良いものであると判断した。そして、賃貸借物件を綾瀬倉庫として落札額で当初契約を締結し、その後、延長契約を締結していた。

しかし、センターは、仕様書に保管場所の立地条件を示していたことから、立地条件を満たしていない物件でも良いとするのであれば、入札の公正性を期するとともに、競争性を確保して経済性を追求するために、会社と契約を締結せず、仕様書の内容を変更した上で改めて公告して一般競争入札に付する必要がある。また、想定される洪水が発生した場合、事務所棟の1階及び2階並びに倉庫棟の1階共用部分が浸水するのに加えて、高圧キャビネット内の開閉器等が水没して商用電源が途絶し、空調設備等が停止し倉庫内の湿度が上昇して収蔵品が汚損するなどのおそれがある状況となっていた。さらに、綾瀬倉庫の見積書を提出させるなどして綾瀬倉庫の賃貸借料を精査することなく、落札額で当初契約を締結していた。

したがって、センターが、改めて一般競争入札に付することなく公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結していたこと、当該物件を賃借する契約を1年間延長していたこと、想定される洪水が発生した場合に収蔵品が汚損するおそれがある状況となっていたことなどは適切でなく、前記2契約の賃貸借料3億8123万円(消費税等込み)は不当と認められる。